

防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第二六号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更、陸上自衛隊及び航空自衛隊の組織の改編並びに日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定及び日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛官の定数を改める。
- 二、統合運用の下、陸上自衛隊の作戦基本部隊や各種部隊等の迅速・柔軟な全国的運用を可能とするための陸上総隊の新編に伴う規定の整備を行う。
- 三、陸上自衛隊における教育訓練研究機能を充実・強化するための教育訓練研究本部の新設に伴う規定の整備を行う。

- 四、航空自衛隊の南西航空混成団の南西航空方面隊への改編に伴う規定の整備を行う。
- 五、予備自衛官又は即応予備自衛官の職務に対する理解と協力を確保するため、使用者の求めに応じた自衛隊からの当該使用者に対する情報の提供に関する規定の整備を行う。
- 六、オーストラリア及び英国との各物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備を行う。
- 七、陸上自衛隊の使用する船舶に係る船舶安全法等の適用除外に関する規定の整備を行う。
- 八、自衛隊において不用となった装備品等の開発途上地域の政府に対する譲渡に係る財政法の特例に関する規定の整備を行う。
- 九、大規模な災害に対処する外国軍隊に対する物品又は役務の提供の対象として、英国の軍隊を追加することに伴う規定の整備を行う。
- 十、本法律は、平成三十年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定めるものとする。